

令和8年度 第2回松本市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 会議録

日 時	令和8年8月28日（金） 午後1時から午後3時まで
会 場	松本市役所 本庁舎3階 議員協議会室
出席者	尻無浜会長、羽田副会長、澤地委員、丸山委員、西原委員、清澤委員、齊藤委員、塩原委員、朝倉委員、水野委員
次 第	1 開会 2 会議事項 (1) 協議事項（1件） 第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について ア 前段 計画策定の基本的な考え方（案） イ 基本指針の構成について及び分科会、協議会等からの意見 ウ 計画の基本理念・基本目標（案） エ 本編 各重点施策（案） 3 閉会
開会	1 開会 高齢福祉課長があいさつをした。 欠席委員について報告し、松本市社会福祉審議会条例第6条により本日の会議が成立することを確認した。
会議事項	2 会議事項 (1) 協議事項 ア 前段 計画策定の基本的な考え方（案）、イ 基本指針の構成について及び分科会、協議会等からの意見について、事務局から資料1、資料2、資料2-1に基づき説明をした。 【質疑応答】 《委員長》 資料1については、第10期計画の冒頭に記載する方針であり、人口動態の変化を示す基礎資料として位置づけることを確認した。 日常生活圏域の設定は大きく変わらないものの、人口構成の変化については改めて認識を共有したい。資料2は厚生労働省の基本方針を整理したものであり、資料3・4の説明を踏まえ、第10期計画への反映状況を委員の皆様を確認いただきたい。 新たな方針として、地域の実情に応じたサービス提供体制の構築や、地域包括ケアシステムの深化、身寄りのない高齢者への対応、人材確保などが示されている点を共有した。資料2-1は各分科会・協議会の意見を集約したものであり、今後の計画策定に反映していくこととしたい。

(意見なし)

ウ 計画の基本理念・基本目標（案）について、事務局から資料３に基づき説明をした。

【質疑応答】

《委員長》

第１０期計画の基本理念および基本目標について保険者より提示があった。これまでの基本理念に含まれていた「自立した生活」という文言が今回初めて外された点については、地域包括ケアシステムに重点的に取り組んできた第６期～第９期から、第１０期は新たなステージに向かう姿勢が反映されているのではないかと認識を持った。また、「持続可能な地域福祉」という新しい表現が盛り込まれていることについては、社会福祉法改正を踏まえた理念として位置づけられるものと考ええる。

基本理念は計画全体の方向性を示すものであり、文言の細部まで議論することは難しいものの、必要に応じて委員の皆様からご意見をいただきたい。

《委員》

第９期の基本理念には「誰一人取り残されない」という文言があったが、第１０期では使われていない点について、第９期でその理念を達成したという意味なのか確認したい。

《事務局》

第９期で「誰一人取り残さない」という文言を用いたのは、当時、重層的支援体制整備への対応が求められていたため意図的に盛り込んだものであり、包摂性の考え方は引き続き計画全体に内包されており、「自立した生活」を「自分らしく」に置き換えるなど、新しい認知症観も踏まえ、より温かみのある表現へ整理したことを説明した。

また、第９期の「地域福祉づくりを進めます」という表現はやや遠回しであったため、社会福祉法の目的に沿った「地域福祉を推進します」という言い回しに改め、あわせて「持続可能な」という語を加えたことを説明した。

《委員》

「自立」や「誰一人取り残さない」という従来の表現には実現可能性への疑問を感じていたが、第１０期の「自分らしく」という理念には温かきがあり、地域で支え合う取り組みがより進めやすくなると感じたとの意見が示された。

《委員》

頼れる身寄りのない高齢者への支援体制は極めて重要であり、医療現場でも孤独死に直面することがあるとの指摘があった。孤独死は「取り残されてしまった」状態と捉えられ、実際の件数は多くはないものの、決して稀ではないと感じており、一定の頻度で発生しているという認識でよいか。

《事務局》

孤独死は数字として今時点での把握は難しいものの、安否確認の通報から発見される事例が実際にある。今後より問題となる課題であるとの認識を説明した。

《委員長》

第10期では、基本目標に加えて新たに「重点施策」を設けている。重点施策は厚労省の示す重要課題を踏まえて整理されたものと受け止められるが、あえてこの枠組みを設けた意図を確認したい。

《事務局》

第10期は介護保険・高齢者福祉施策を見直す過渡期であり、将来の需要減少や中山間地域の課題、身寄りのない高齢者への支援など、今後重要となるテーマを重点施策として明確化した。重点施策の設定は今回からの新しい構成で、第9期の「方向性」より具体性を高めたものであると説明した。

《委員》

「自分らしく」という表現は良い方向性だと評価した上で、国の基本方針にある「災害や感染症への備え」について、近年の自然災害の多さを踏まえると重要な視点であり、第10期の重点施策には含まれていないように見えるが、この点について審議が行われたのか確認したい。

《事務局》

福祉版DMATの存在は把握しており、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の策定などの災害対応は継続して進めるが、今回は重点施策としては位置づけず、計画の中で引き続き対応していくと説明した。

《委員》

災害対策は高齢者だけの課題ではなく、介護保険施設でも基盤的な対策が進んでいることを踏まえ、今後重点施策として扱う必要があるかどうかは検討課題であるとの意見が示された。

《委員長》

厚労省が示す「第10期で記載を充実すべき事項」について、計画内のど

の施策区分で網羅していくのか確認したい。

《事務局》

厚労省が示した「第10期で記載を充実すべき事項」について、計画の体系図の中で以下のように位置づけて記載すると説明した。

- 住宅部局との連携：体系図2-1-①「安定的な住まいの確保」
- 総合事業の多様な取組の充実：体系図1-2-②「自分らしく暮らす力を引き出す支援の普及と地域資源を活用した自立支援の推進」
- 介護予防と支え合いの拠点整備：体系図1-2-①「自ら楽しむ介護予防・フレイル予防で、自ら望む生活を継続するための支援」及び1-2-②「自分らしく暮らす力を引き出す支援の普及と地域資源を活用した自立支援の推進」
- 身寄りのない高齢者への相談・支援：体系図2-1-③「見守り体制の推進と身寄りなき高齢者への支援」
- 認知症施策の推進：体系図2-4-①「認知症とともに生きる環境づくりの推進」
- 虐待防止の強化：体系図2-1-④「権利擁護・虐待防止の体制強化」
- 災害・感染症への備え：体系図3-1-⑤「災害や感染症対策に係る体制整備」

《委員》

重点施策は多岐にわたるが、介護人材確保、生産性向上や社会参加、自分らしく暮らす支援など、項目同士が相互に関連しており、解釈次第で全体を網羅できると感じたとの意見が示された。

《委員》

重点施策は全体として基本目標とよく結びついており異存はない。ただ、命を守る「守りの施策」と、将来の課題に備える「攻めの施策」が混在しているように感じるため、市民にも分かりやすい整理が必要ではないかとの意見が示された。

また、地域差が大きいことから、安曇・奈川など高齢化率の高い地域への対応をどう施策に落とし込むかが重要だとの指摘があった。

《委員》

中山間地域ではすでに働き手が不足しており、地域だけで支えることは困難な状況であり、人材確保・育成が最重要課題になってくるとの認識が示された。第9期でもこの問題には触れられていたが、第10期で引き続き明確に位置づけられた点は評価できるとの意見が示された。

	《委員》 中途離職者への介護分野の案内や職業訓練、就職面接会などを行っているが、求人倍率が高い中で福祉分野に若い世代の関心が向きにくい状況が続いているとの指摘があった。学生の段階から介護・福祉を将来の選択肢として認識できる機会づくりが人材確保に繋がるのではないかと意見が示された。 《委員》 重点施策の多くが民生委員の役割に近く、民生委員の成り手不足や高齢化が進む中で実行可能性に不安があるとの指摘があった。高齢者が高齢者を支える現状では地域の支援力の維持が課題であり、計画の実行は非常に大変だとする意見が示された。 《委員長》 本日の意見は反映が難しい点もあるが、保険者提示案を踏まえて継続審議としたいとのまとめが示された。重点施策の枠組み自体は妥当との認識が共有され、中山間地域のサービス維持など地域特性を踏まえた具体化が必要との指摘があった。 《事務局》 頂いた意見は重要であり、基本計画として踏み込めていない部分については整理可能な範囲で反映していきたいと説明。重点施策は基本理念・基本目標を踏まえて示したものであり、本日は資料４の重点施策の原稿（案）について順次説明し、意見をいただきながら審議を進めたいとの意向を示す。 エ 本編 重点施策抜粋（案）について、事務局から資料４に基づき説明をした。 《委員長》 重点施策６項目について事務局から詳細説明があり、残る２３項目は次回ポイントを示した上で審議することとしたい。今時点での意見はあるか。（意見なし） 本日は追加の指摘はなく、次回にあわせて議論を深めることで了承された。これにより本件は継続審議とし、次回も引き続き審議を進めていく。
閉会	３ 閉会 《事務局》 以上をもって、第２回松本市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会を終了します。ありがとうございました。